

## 随意契約に付する理由書

本工事は執務室及び廊下等共用部における照明の状態監視とON・OFF制御を防災センターより遠隔で行う照明制御設備の更新工事である。

当該設備は表示部、操作部及び制御部から構成されており、集積回路やプログラムソフトによりシステム構築されている。また、本工事では1期棟側設備のみが対象となるため、既存の2期棟側設備との互換性が必要となる。よって、当該設備のシステム製作図を有し、システムの設計を行ったもの以外では既存設備との互換性の維持が期待できない。

以上の理由により、当該設備の設計、施工を行ったパナソニックLSエンジニアリング株式会社から見積書を徴したところ、見積価格についても適正と認められるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積を省略するものである。